

第百八回 参議院 社会労働委員会 會議録 第四号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日) 午前十時三分開会

委員の異動 五月十九日

辞任 本岡 昭次君 補欠選任 对馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長 佐々木 満君 理事 岩崎 純三君 田代由紀男君 糸久八重子君 中西 珠子君

委員 石井 道子君 石本 茂君 遠藤 政夫君 関口 恵造君 曾根田郁夫君 田中 正巳君 前島英三郎君 宮崎 秀樹君 千葉 景子君 对馬 孝且君 浜本 万三君 中野 鉄造君 香脱タケ子君 内藤 功君 藤井 恒男君 千葉 景子君

國務大臣 兪 謙 者

厚生大臣 斎藤 十朗君 労働大臣 平井 卓志君

政府委員

厚生省健康政策局長 竹中 浩治君 厚生省保健医療局長 仲村 英一君 厚生省児童家庭局長 坂本 龍彦君 厚生省年金局長 水田 努君 労働大臣官房長 岡部 晃三君 労働大臣官房審議官 佐藤 仁彦君 労働省労働基準局長 平賀 俊行君 労働省労働基準局長 若林 之矩君 労働省労働基準局長 白井晋太郎君 労働省職業安定局長 此村 友一君

事務局側

常任委員会専門員 此村 友一君

説明員

文部省初等中等教育局特殊教育課長 下宮 進君 文部省教育助成局地方課長 奥田與志清君 厚生省児童家庭局障害福祉課長 村岡 輝三君 労働省職業安定局障害者雇用対策室長 小倉修一郎君

本日の會議に付した案件

○身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

○林業労働法案(村沢牧君外一名発議)

○児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○臨床工学技士法案(内閣提出、衆議院送付) ○義肢装具士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めの件、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案、以上三案件を便且一括して議題といたします。

○委員長(佐々木満君) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めの件、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案、以上三案件を便且一括して議題といたします。

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

きているものの、その上昇率は非常に鈍い状況です。職安で求職申し込みをしたけれども就職の機会に恵まれない人は昨年未だ四万人と聞いておりますけれども、これらの実態をどう考えていらっしゃるのか、まず最初にお伺いをいたします。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。雇用失業情勢の非常に厳しい中で、先生御指摘のように身体障害者の雇用率の伸びは、昭和六十一年の六月一日現在の調査が現在一番新しい調査でございますが、前年と同率の一・二六％ということになっております。

この原因につきましては都道府県等から状況を聴取してござりますが、雇用失業情勢を反映しての身体障害者の新規採用の減や、それから身体障害者の定着がなかなか悪い面が見られます。転職する人が見られるというふうなことが、それから、誘致企業の進出等もあるわけでござりますが、現在常用労働者数はふえておりまして、そこでの企業に対する身体障害者の雇用の取り組みがおおきくなっているという原因、それから安定所に求職申し込みをしている身体障害者につきましては、先生先ほどお話ございましたが、最近非常に重度化、高齢化している傾向が見られて、就職あっせんが難しいケースが増えてきているというふうなことが原因かと考えられます。

非常に厳しい雇用環境下ではございますが、身体障害者に対する職業指導、職業紹介、事業主に對します雇入れ指導等につきましても強力に実施して、雇用状況の改善に努めてまいりたい。この法律改正を契機に一層力を入れてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○糸久八重子君 一概に外国との比較はできないかもしれませんが、フランスの障害者雇用率は一〇％であると同様に、我が国の法定雇用率もせめて五％ぐらいまで引き

上げてほしい雇用環境下ではございますが、身体障害者に対する職業指導、職業紹介、事業主に對します雇入れ指導等につきましても強力に実施して、雇用状況の改善に努めてまいりたい。この法律改正を契機に一層力を入れてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○委員長(佐々木満君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。去る十九日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として对馬孝且君が選任されました。

上げるべきと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

確かにフランスの法定雇用率は一〇%となっておりますが、フランスの場合には障害者の数にも相当の差がございますけれども、そのほか例えば戦争未亡人など障害者以外の人も雇用率の制度の対象として含まれておりまして、必ずしも日本の雇用率の算定の範囲と同じくしていないわけでございます。

我が国の場合は、法律上、失業者を含みます全労働者中に占める身体障害者である失業者を含む労働者の割合を基準として決定するという事になっておりまして、易しく申し上げますと、一般の労働力と同じ失業率に身体障害者の失業率を持つていくという事を基準としていたしておりますので、そのために現在のようになつておられるわけでございますが、これも五年に一回検討しながら雇用率の算定を行っているわけでございます。

実質的に見ますと、諸外国に比較いたしますれば必ずしも我が国の雇用率は低くない、国際的な水準にあるものというふうに考へておられる次第でございます。

○糸久八重子君 雇用状況が改善されないのは、企業間に納付金さえ支払えばよしとする風潮があるのではないかと。身障者雇用納付金は現在四万円、この金額では障害者を雇うよりも雇用納付金を納めた方がよいといった安易な考へ方を生み出しかねないと思ひます。この際、雇用納付金額を最低賃金水準ぐらゐまで引き上げるべきではないかと考へておられるのですが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(白井晋太郎君) 納付金制度につきましては、もうこれも先生御存じのとおりのことだと思ひますが、事業主の身体障害者雇用に関しまして社会連帯責任と申しますか、そういう考へ方に基づきまして、身体障害者の雇用に関しまして経済的な側面に着目して創設された制度でございます。現に、事業主間に存在いたしております身体障害者の雇用に伴います経済的負担のアンバランスを調整していくという、それを図るために雇用率を達成していない企業から納付金を徴収し、雇用率を超えている企業に對しまして調整金を支給するということでございます。

そういう趣旨から申しまして、この制度につきましても五年に一回見直しを行ひながら、身体障害者を雇うにつかまされての経済的な経費等を計算して出しているわけでございますが、本年につきましても、審議会におきましていろいろ御検討いただいたわけでございますけれども、現在のところでは、審議会におきましていろいろ御検討いただきたくて、今後それらの推移を見ながら、審議会等の御意見もいただいてこの額については決定してまいりたいというふうに考へております。

○糸久八重子君 納付金の活用についてですけれども、障害者雇用に関する企業の連帯責任、社会的責任の理念に立つて、障害者の労働保障を進めるための広い視野のもとに、授産施設とかそれから共同作業所等への積極的な活用ができるように制度改善すべきであると思ひます。この点はいかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。納付金の制度の趣旨は今申し上げましたとおりでございますが、それに基づきまして原則的には身体障害者の雇用率に達しない企業から納付金を徴収しまして、雇用率を超えた身体障害者を雇用する企業に調整金として支給して経済的なアンバランスを調整していくことでございます。

それが主体でございますが、そのほか身体障害者の雇用に関しまして研究その他助成等も行つているところでございます。その中の能力開発助成金につきましては、社会福祉法人にも支給しているところでございます。

○糸久八重子君 雇用率の改善が最近停滞しているのは、一たん企業に就職した障害者の多くは、時間の経過に伴ひまして職場から脱落していくという厳しい現実があるのではないかと思ひます。職場定着を阻害している要因というものは、本人とそれから家庭とか企業とかさまざまあると思ひます。

ますけれども、障害者の離職状況とその原因について、どう把握していらっしゃいますでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) 最近の障害者の離職状況でございますけれども、昨年六月一日現在、雇用義務のかかつております全国四万企業の状況について見てみますと、過去一年間に新規採用が約一万人ぐらゐあるわけでございます。しかし、雇用されている身体障害者の数の純増は二千人にとまっています。すなわち、一万人新規に採用するけれども、八千人ぐらゐの方が一年間におやめになつてしまつたわけでございまして、相当数の障害者の方が離職されているというふうに推測をしております。

この身体障害者の離職の原因でございますけれども、正確に私も調査を行つてはおりませんが、各都道府県からいろいろ事情聴取をしたところによりますと、転職希望による自己退職者が圧倒的に多い。また、最近では円高不況等によりまして人員整理あるいは希望退職、さらには定年退職、こういふものもふえつつあるというふうに聞いておられるところでございます。

なお、昭和五十九年に安定所に登録されております求職者の約七千人につきまして抽出調査をいたしましたわけですが、これらの有効求職者のうち職業経験を持つておられます方の前の職場の離職の原因につきましては、自己退職というものが六五%程度で一番多かった。次いで事業主都合によって離職された方が約一六%ぐらゐ。それから定年退職をされたという方が八%。雇用期間の満了という方が約五%、そういった状況になつておられるところでございます。

○糸久八重子君 今の御説明の中で、不況に伴う解雇に障害者が充てられる部分もあるというお話でしたけれども、やっぱりそういう状況は許せないと思ひます。

それで、障害者雇用改善のためには雇用促進と申すことだけでなくて、就職した障害者が職場に定着できるように雇用の安定を図ることが非常に大切なことと考へておられます。これにつきまして、雇用の安定を図るためにどのような対策を講じていらっしゃいますでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) 先生御指摘のように、一たん就職された方が離職されるということがあつてはならないわけでございます。職場定着というところが非常に重要な課題でございます。今回の法改正におきましても職場定着の推進ということを大きな柱にしておられるのもそういうわけでございます。

私も、そういったことで、職場定着の促進という点につきましては、公共職業安定所を通じて非常に重要な役割を担つておられます。安定所にはそういった職場定着あるいは障害者問題を専門に担当される職員、並びに職業相談員、こういった方を配置いたしまして、これらが中心となりまして、障害者が就職されました事業所を後日定期的に訪問するなどによりまして、必要な定着に関する指導なり技術的な援助を行つていくところでございます。

さらに、六十年度から身体障害者雇用促進協会とタイアップいたしまして、五人以上障害者を雇用されている事業所につきまして定着推進チームというのを設置してもらつて、その事業を推進しているところでございます。この定着推進チームと申しますのは、事業主、それから職場の代表の方あるいは障害者の代表の方、こういった事業所の人事、労働担当の部長さんであるとか、あるいは職場の上司の方であるとか、それから障害者の代表の方であるとか、そういった人の構成によりまして定着推進チームというものの設置を進めておられます。企業内の自主的な活動によりまして障害者の職場適応なり、職場定着に積極的に取り組んでいただくように、こういった面についても六十年度から事業を始めまして、全国の五人以上

障害者を雇っておる各事業所に設置していただくように今努力をしておるところでございます。既に六千近く、五千数百の事業所でこういった定着推進チームが設置されているというふうな把握しているところでございます。

○糸久八重子君 今回の改正で、障害者の雇用安定を図るための施策の一環として、企業に在職中に障害者となった方を継続雇用する場合を対象とする助成金を設けることにしたと聞いておるわけですが、この助成金の内容はどのようなものでございましょうか。

○国務大臣(平井卓志君) 企業に在職中にいわゆる労働災害、また交通事故等、このために障害者になった者については、障害のゆえに離職を余儀なくされるという場合が少なくないわけでございます。また離職には至らないまでも雇用を継続するための事業主の負担というものが非常に重いものとなっております。こういうことでございます。

労働者としては、これまでこれら中途障害者の継続雇用につきましては公共職業安定所において必要な事業所指導を行ってまいりました。また、今回の法改正によりまして新たに障害者雇用継続助成金制度、これを設けたわけでございます。企業が中途障害者の雇用の継続を図るために作業施設、設備の改善、また職場復帰に当たって必要かつ適切な職場適応措置を行う場合には助成金の支給を行う、そして中途障害者の雇用の安定並びに社会復帰に手助けをしよう、こういうことであります。

○糸久八重子君 次に、職業リハビリテーションについてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では新たに職業リハビリテーションの推進を法律に規定しておりますけれども、現在どのような機関でどのようなサービスを提供しているんでしょうか。

○政府委員(佐藤仁彦君) お答え申し上げます。職業リハビリテーションのための措置は、職業指導、職業評価、職業訓練、職業紹介など大変広範なものがございます。そのうち公共職業安定

所におきましては職業指導、職業紹介等を、また身体障害者職業訓練校におきましては職業訓練を実施いたしております。

その他労働者の関係団体におきまして、雇用促進事業団におきましては各県に心身障害者職業センターを設置運営いたしております。そこにおきましては職業評価、またそれに基づく職業指導等を行っております。身体障害者雇用促進協会が運営いたしております国立の職業リハビリテーションセンターにおきましては職業リハビリテーションの職業評価部門、あるいは労働福祉事業団が運営いたしております。随時随時職業センターにおきましては職業評価、職業指導等のサービスを行っております。

○糸久八重子君 我が国では従来職業リハビリテーションの目的を一般職場での就業に固執してサビの対象者もそれが可能な者に限定する傾向がありました。そして、一般の職場での就業が困難な障害者は社会福祉の対象とみなされてきているわけですが、五十一年度の法改正後に中程度の障害者の雇用が進みまして、厚生行政の対象者となり合う部分が大変ふえてきているわけですが、それだけ行政サイドの連携強化と役割分担の調整が必要になってきているわけではございませんか。

「職業リハビリテーションの措置は、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとす。そうされております。行政的には医学的リハビリテーション、社会的リハビリテーションが労働省、厚生省、文部省にも関係があるかもしりませんけれども、そういう三省にかかわっております。サービス実施機関としてそれぞれいずれかの系列に属しながらサービスの内容は必ずしも明確に分化されていないのではないかと、むしろ想像されます。ですから、相互乗り入れとか重複の部分も相当多いということが考えられるわけですが、この点について労働省の認識と、それから今回の改正を契機にどう改善を行うかとしていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

ます。

○政府委員(佐藤仁彦君) 先生御指摘のとおり、障害者の立場から見ると職業リハビリテーションのみでなくて、社会的なあるいは福祉的な観点からのそうした問題も必要なことは申すまでもございません。

そこで、今回の改正法におきましてもそうした関連機関との連携を特にうたっているわけでございます。またこれまでも先ほど申し上げました国立職業リハビリテーションにおきましては全コースを一貫して行える施設として設置しているところでございまして、先生御指摘の点、私どももこれまでも念頭に置いてやっております。今後とも法律にもそういう精神をうたい込んでいただいております。一層関連機関との連携を深めつつ障害者の雇用の促進あるいは福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 職業リハビリテーションの目的は、職業指導及び訓練等のサービスを通して障害者が適当な就業の場を得、かつそれが継続することができるようになることとあります。

この就業の場は必ずしも一般労働市場での雇用または自営に限られない。そして一般の職場での就業が困難な重度障害者を対象とした保護雇用も含むとされているわけですね。この場合の保護雇用というのは身障者福祉工場とか、それから授産施設とか、労災リハビリテーション作業所が入るのではないかとと思われるわけですが、今度の法案の中に保護雇用について何らの規定も盛り込まれていないわけですが、その辺のことについて御見解を賜りたいのですが。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。保護雇用自体についての規定はないわけですが、一般に雇用が困難な重度障害者が授産施設等で就労をしている、それらについてはいわゆる福祉的な面では厚生省の行っております施設の中でいろいろやっていただいているわけですが、しかし可能な限り今先生御指摘のよ

うに一般雇用の場を確保するということが基本方針でございます。現に授産施設等に在籍している者であっても、能力開発を行うことによりまして一般雇用につくことが可能となる者につきましては、昭和五十七年度からこれらの者を対象としていたしまして授産施設と企業との連携による重度障害者等特別能力開発訓練事業を実施いたしております。労働省としましては、先ほどこれは先生の御指摘があったわけですが、納付金制度に基づきましてこの助成金を活用して援助を図っているわけでございます。

一般的に労働者の目指すところでは、今申し上げましたように能力開発等によりまして、一般企業に就職が可能な者につきましては就職の促進を図っていくという立場で能力開発の援助その他等を行っているところでございます。

○糸久八重子君 今回の改正では、職業リハビリテーションに關係する施設の設置、運営の業務を日本障害者雇用促進協会に一元化することとなっておりますが、同協会は事業主団体であります。この事業主団体に公的サービスである職業リハビリテーションの実施を行わせるのは問題があるのではないのでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。現在の身体障害者雇用促進協会を、今度は日本障害者雇用促進協会ということで充実させましていろいろの仕事、特にリハビリテーションに対しまして一元的なサービスを行っていくことになっているわけですが、この団体は御指摘のように事業主団体でございますけれども、従来も行政に協力しつつ身体障害者の雇用促進のための自主的な活動を行ってまいっております。国から委託によりまして国立リハの運営や、それから身体障害者納付金制度等の業務をやっております。そういう意味では非常に高い公共性を有するものでございまして、この運営実績を考慮していけば、協会に運営を行わせることに特に問題は無いというふうな我々としては考えた次第でございます。

○糸久八重子君 一元化は当たっては、職業リハビリテーションに関係する業務の公正な運営を確保する必要があると思ひます。具体的にとのような措置を講ずることとしておられるのですか。

○政府委員(白井晋太郎君) 今申し上げたところでございますが、具体的に実際の業務の公正な運営を確保するためには、この協会に對しては予算の認可、財務諸表の承認など、現行法に基づきまず監督を行うほか、今回の改正では新たにリハビリテーション関係の業務を運営する上で基本的な事項を定める業務方法書を定めることというふうにいたしておられます。これの作成、変更は労働大臣の認可を受けなければなりません。また、経理上におきましても、他の業務とは區別して特別の会計を整理させる。それから、リハ関係に關します施設など、重要な財産の処分等につきまして制限規定を設けるというふうなことで、職業リハに關します業務の公正な運営が図れるように法の規定の中で確保した次第でございます。

○糸久八重子君 去る五月十二日の与野党国対委員長会談で、売上税法案の取り扱いについて合意をしておられるわけですが、したがって本法律案の附則第二十九条の規定は事実上削除となると解釈してよろしいのですか。確認をいたします。

○國務大臣(平井卓志君) この規定につきましては、与野党国対委員長会談のとおりであります。○糸久八重子君 それでは、最後に大臣にお伺いをしたいと思います。

働きたいという身障者に働く場をできるだけ用意することは、完全参加と平等という国際障害者年のテーマを具体化する第一歩でございます。職業リハビリテーション対策の充実強化も含め、今後の総合的な障害者雇用対策及びこれにつきましての御決意をお伺いさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(平井卓志君) 御案内のように、障害者の雇用対策につきましては、従来から労働省の最重点課題の一つでございます。できるだけ

めの細かい対策を講じてきたところでございませう。やはり社会のコンセンサス、また社会連帯の理念によってこれは進めなければならぬかな有効に働かないという側面を持っておりまして、今回の法改正によりまして職業リハの実施体制が相当整備される。そして障害者の雇用対策が本格的に強化されることとなるわけでございます。今後

は特に障害者の雇用に関する社会連帯の理念が広く社会一般に浸透するように、これは従来もやっておりますけれども、さらに努めなければならぬ。そして、障害者の雇用の促進と職業の安定と申しましうか、社会活動への参加と申しまじうか、それが図られますように労働省としても最善の努力をしてみたい、かように考えております。

○千葉景子君 それでは、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について若干の質問をさせていただきます。【委員長退席、理事田代由紀男君着席】

今回の法改正のポイントのうち、精神薄弱者に対する雇用率制度上の改正による雇用対策の強化ということが一つのポイントであるというふう聞いておりますけれども、精神薄弱者に対しても依然として雇用義務などは課さないという内容になっております。こういうことで、本当に精神薄弱者の雇用が進んでいくのかどうか、大変懸念をされるようなところがあるんですけれども、精神薄弱者についても雇用義務を課するという方向ではお考えではないんでしょうか。

○國務大臣(平井卓志君) この精神薄弱者の雇用の問題でございますが、これはただいま申し上げましたように、やはり重要なのは社会連帯によって解決されなければならぬ。そういうことであります以上、やはり理念的には、すべての事業主が精神薄弱者の雇用に努めるべきである。ただ、身体障害者同様、働く意思と能力のある精神薄弱者に適当な雇用の場を与えるという社会的な責務を有

するといふことが言えると思うわけでございませう。しかしながら、この精神薄弱者につきまして、身体障害者やや異なりまして、いろいろの問題が未解決のまま残されておるわけでございませう。このため、当面は事業主に対しまして、現在の身体障害者の雇用義務に加えてさらに精神薄弱者の雇用を法的に義務づけることよりも、何らかの形で雇用を奨励し、精神薄弱者を雇用する企業の方が報いられると申しましうか、同時に事業主の協力を求めるような形で雇用を進めていく、この方が適当である、そう考えられるところでございまして、今回の法改正におきましては、このよう

な考え方から、雇用義務は課さないけれども、雇用されている精神薄弱者については身体障害者同様、実雇用率算定に当たってカウントできるようにすることの措置を講じたということでありませう。

○千葉景子君 今のお答えによりまして、精神薄弱者に対してはさまざまな課題が残されているというところで雇用義務を課するところまでは難しいというお話でございますけれども、そうなりますと、今後できるだけ精神薄弱者の皆さんが雇用されるように、そういう雇用条件が整うようさまざまな条件整備等が必要かと思ひます。

また、昭和五十七年に策定されました障害者対策に関する長期計画においてもこういうことが指摘されているわけですが、今後の条件整備あるいは今後の方針、これについてはどんなお考えをお持ちでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) ただいま先生御指摘のとおり、精神薄弱者対策につきましては、昭和五十七年に策定されました障害者対策に関する長期計画、あるいは身体障害者雇用審議会の意見書におきましても指摘されているところでございまして、その指摘されております内容は、一つには雇用後のアフターケア体制の確立、それから社会生活指導面に対する援護措置の充実、職業能力等の判定体制の充実、あるいは職域開発の促進、能力

開発体制や職場適応訓練制度の充実、社会啓発活動の強化、こういった条件整備対策の充実を図るところでございませう。

こういった指摘を受けまして、労働省におきましては、一つには五十八年度から地方公共団体と民間企業との共同出資、いわゆる第三セクター方式によりまして精神薄弱者能力開発センターの育成を行っているところでございませう。また六十年

度と六十一年度と二年間にかけて、心身障害者職業センターにおきまして精神薄弱者等職業準備事業の試行的な実施をいたしております。また、六十年には精神薄弱者の雇用についての啓発のためのテレビ番組の作成、こういった事業をこれまでも実施してまいりましたところでございませう。

今回の改正法案におきましても、条件整備対策につきまして規定をされているところでもございませうし、私どももいたしましては本年度におきまして、先ほど申し上げました施策に加えて精神薄弱者職業準備事業、これの本格実施をすることといたしております。こういったことで、今後ともさらに条件整備対策の充実強化を図ることにしてまいりたいと思ひます。

○千葉景子君 条件整備についてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思ひますが、精神薄弱者の問題につきましては、とりわけ職業リハビリテーションなどは早期に開始をするということが必要などと思ひます。とりわけ家庭とか養護学校などの連携なども必要となってくるのではないかと思ひますけれども、これらの点については労働省としてはどう取り組むおつもりがあるのでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。精神薄弱者の問題につきましては、先生御指摘のように早期に取り組む必要がある、またそれが効果があるというふうな考えをしております。在学中の精神薄弱者の能力開発等につきましては、基本的には養護学校等の教育機関におきまして教育の

一環として行わねばならないものであるということでございますが、在学中から職業評価や職業指導、職業リハを実施することも効果的な場合があるというふうな考へておりました。従来から生徒それからその保護者に対しては学校の行方進路指導との関係も考慮しながら、在学中から心身障害者職業センターにおける職業評価、それから精神障害者特殊学級等の生徒及び保護者に対する特別職業指導、それから職場実施指導等実施いたしてきているところでございます。

〔理事田代由紀男君退席、委員長着席〕

今回の改正で、先ほどからお話のように精神薄弱者も実雇用率にカウントすることにいたしました。これは、地域の障害者職業センターにおきまして職業準備訓練等を系統的に行うことというところを法律上も規定いたしましたところでございます。これらの制度を活用しながら、また養護学校等の教育機関とも十分連携をとって、その推進に努めてまいりたいというふうに考へております。

○千葉景子君 ところで、ただいま精神薄弱者の皆さんの件についてお尋ねをいたしましたけれども、今回の改正ではさらに精神障害者の皆さんについても法律の対象としていくこととございいたしますけれども、実際のこの法の内容を見ますとまだまだ精神障害者については精神薄弱者に比べても不十分どころが非常に多いのではないだろうかというふうに思っております。

この精神障害者に対する対策として少なくとも納付金制度、これに基づく助成の対象というところあたりはここに組み込めるのではないだろうかと思っております。この辺がまだ対象とされていない、その辺の事情などはございますでしょうか。

○政府委員(佐藤仁彦君) 納付金に基づきます助成金につきましては、現在身体障害者及び精神薄弱者を支給対象といたしております。これは事業主がそれらの者を雇用するに当たりまして施設の設置、改善等に必要となる企業の負担を軽減し、それをもって障害者の雇用の促進を図ろうという

目的からでございます。この助成金の対象に精神障害者を加えるかどうかにつきましてはいろいろ問題がございます。

一つは、身体障害者と比較いたしましたして障害者が固定されていないこともあり、どの程度の医学的管理が雇用の上で必要であるか必ずしも明確にされておられませんし、このために職場において必要とされる具体的な措置あるいは企業の負担についても明らかでないという問題もございいたします。さらにはその判定体制が不十分なこともありまして、助成金を適用するに当たり障害の確証が困難である等の問題もございまして、今後の医学の進歩あるいは調査研究にまたなければならぬ面が多いのではないかと思っております。

なお、今回の改正におきまして、納付金制度に基づき、助成金のうち研究、啓発等に関する助成金につきましては精神障害者に関する支給できることとしたところでございまして、この助成金を活用して精神障害者の雇用に伴う諸問題についてさらに調査研究を推進してまいりたいと思っております。

○千葉景子君 精神障害者の皆さんにつきましては、いろいろな制度がない中で、企業側でボランティアのような形で精神障害者の皆さんをお医者さんとの連携のもとに受け入れていらっしゃるというところがかなりあるかと思っております。そういうところにおきましては、ほとんどこういう助成措置もなく、本当に善意のもとに行われているわけですが、そういうものをぜひ生かしていくような措置を考へていただきたいと思います。そういうわけですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。精神障害者の問題につきましては、今先生おっしゃるとおりのいろいろな問題があるわけでございますが、一方先ほど審議官の方からお答えいたしましたように、精神障害者を雇用の場に本当に適

するかどうかということとらえるということではなくか難しい面がある、そういう状況でございます。それで、現在労働者としていたしましては昨年、昭和六十一年度から精神分裂病それから躁うつ病またはてんかんを有する者につきましては、いわゆる職場適応訓練制度というものを適用しているところでございます。

これはその症状が安定して就労が可能な者に職場での適応、職場で実際にいろいろな作業、仕事をしてもらうようにして適応する、その場合にその職場での人間関係、それから職業生活及び健康管理上の配慮について特いろいろなと事業主の方々が苦勞をされるわけでございますが、その場合の経済的負担の軽減を図るために、助成金を支給してその職場適応訓練制度を実施するというところでございいたします。

現在はこの訓練制度の利用状況それから成果、問題点等を十分に見きわめて、先生がおっしゃるような点も検討してまいりたいというふうに考へている次第でございます。

○千葉景子君 六十一年からその職場適応訓練制度というものが取り入れられているということとございいたしますが、それについてさきに労働者の方からお聞きしたところによりますと、これが職場にについては二万円、そして訓練期間というのも半年というところでございいたしますけれども、これはいかに低額であり、また期間も半年というところでございいたしますけれども、その後も延長してそのまま職場で働いているというケースもこれから出てくるかと思っております。この額の増加とかあるいは訓練期間の延長とか、こういう点も含めてもう少し改善の方向で検討いただけないかどうかお答えいただけますか。

○説明員(小倉修一郎君) 職場適応訓練につきましては現在、先ほど局長申し上げましたように精神障害者につきましても六十一年度から職場適応訓練制度を取り入れたところでございまして、ただいま先生おっしゃいましたように訓練期間は六カ月というところでございまして、それから月額二万

円といえますのは、これは事業主に訓練を委託する場合に一人について月額約二万円の委託費を事業主に支給いたしますとともに、障害者本人、訓練生本人には毎月約十一万程度の訓練手当が支給されるということとございまして、この金額は職場適応訓練、他の精神薄弱者あるいは他の身体障害者等々の訓練手当と横並びの額でございまして、おおむねこの額で妥当ではないかと思っております。

なお、訓練期間の六カ月につきましては、昨年度この制度がスタートしたばかりでございまして、その実施状況等々、問題点を十分今後検討いたしましたして、この訓練期間その他指導方法あるいはそれに伴う雇用手当、指導技法といったような面につきまして、これからの研究課題ではないかというふうに思っております。

○千葉景子君 確かに、六十一年の四月からの制度でございますからこれから充実させていく制度かと思っております。そういうことを踏まえて、ぜひこれも前向きで積極的に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、精神障害者につきましては、今回も助成金の中でも研究、啓発、こういうものについては精神障害者についても適用があるということとございいたしますけれども、今後の研究、啓発といえますか、その具体的な内容ですね、どのような研究などを進めていかれるのか、その点についてお答えをいただけますか。

○政府委員(白井晋太郎君) 先ほどからいろいろ議論がございましたように、精神障害者の雇用の場のあり方につきましては、いろいろとまだ難しい面がたくさんございいたします。社会的にもいろいろこの取り扱いについては議論のあるところだと思っております。特に、事業所等が必要な社会生活指導、雇用手当を行うにつきましては、個々にいろいろと障害があるわけでございますので、必ずしも明確でない部分が多いということであらうかと思っております。

このために、精神障害者の調査研究としまして

は、雇用の場におきます精神障害者の障害の特性に係る調査研究、それから二番目には職業適性、職業能力等、精神障害者の職能的諸条件を明らかにしましてその適職の開発の調査研究、それから、事業所におきます雇用の管理のあり方等の調査研究等を基礎的な研究といたしまして、それに基づきます応用的、実践的な研究をしていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

これにつきましては、先ほど先生おっしゃいましたように、今回の改正によりまして、精神障害者に関しても納付金制度によりまして研究、開発のための助成金を活用していくということにいたしました次第でございます。

○千葉景子君 ところで、さきの国際障害者年におきまして、国連では特に精神障害者を含めて障害者の社会に対する完全参加と平等ということが求められているわけでございます。そういうものに即して今法律が改正されるということについては大変評価をされるところでございますけれども、既にこれにつきましては、一九五五年に障害者の職業更生に関するILO第九十九号の勧告が出されているわけでございます。

その中でも、障害者について職業指導、職業訓練、職業紹介等を積極的に進めるようにという勧告でございますけれども、この中で、国会に報告されたこのILO勧告の日本語訳によりまして、障害者ではなくて「身体障害者」ということでこれまで訳されてきているようにございます。こういうことによつて、精神薄弱者あるいは精神障害者の雇用促進というものが阻まれてきた、こういう背景があるのではないかと考えられますけれども、「身体障害者」ということで限定して訳されてきた、これについてはどうお考えでいらつしやいますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。ILO九十九号の勧告が出ましたのは昭和三十年でございますが、当時の障害者に対する概念と

しましては、身体障害者というふうなことが一つの定義でございまして、それに基づいて訳語として出てきたのだと思えます。

その後、身体障害者の雇用促進法が出たり、また厚生省関係で昭和四十五年に心身障害者対策基本法が制定されたりいたしまして、四十年代後半以降、精神薄弱者は身体障害者に含まれないというふうな一般的に定義づけられてきたというふうな経緯がございまして、その当時、必ずしもつまりびかにはいたしませんけれども、「身体障害者」ということの訳によつて精神薄弱者を追い出した、冷遇したというふうなことではない、そういうことはあり得ないというふうなことを考えている次第でございます。

○千葉景子君 今の御回答、何かちょっとよくわからないところがあるんですけども、その「身体障害者」という中に精神薄弱者、精神障害者、すべて含まれるという解釈をされてきたということでございますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。ILO九十九号の勧告の日本語で「身体障害者」と訳したものにございまして、「身体障害者」と「精神障害者」とは、身体的及び精神的損傷の結果、適当な職業につき、かつ、それを継続する見込が相当に減退している者をいう」というふうな定義づけられておりまして、ここでは精神薄弱者も当然含まれているというふうな解釈をされるということでございます。

○千葉景子君 しかし、普通、常識と申しますか、我々の言葉の感覚、使ひ方から申しますと、やはり身体障害者という言葉には精神薄弱者とかあるいは精神障害者が当然含まれているとはなかなか受け取りがたいわけでございます。そういうことで、一般の国民から見ますと、これはやはり身体障害者しか対象にしてないんじゃないか、こういうふうな受け取られて当然のところかと思うんですけれども、その辺については、これまでそういう「身体障害者」ということで言葉を使つてきた、これについてはどうお考えでございましょうか。

○説明員(小倉修一郎君) この勧告が出ましたのが昭和三十年でございますし、それからまた身体障害者雇用促進法が制定されたのが昭和三十五年でございます。そのころ、通常、身体障害者という言葉以外に、現在よく使われておりますような心身障害者であるとかあるいはただ単なる障害者という言葉はなかったというふうな私どもも推測をしております。向こうの英文では「disabled person」という文字を日本語に訳す場合に「身体障害者」という訳しかなかったんではなからうかというところでございまして、法律では身体障害者雇用促進法ということでございまして、先生御指摘のように、また局長答弁いたしましたように、そのときの法律、当初の法律では身体障害者といふのは精神の障害も含まれるという、そういうことで法律が組み立てられていたというふうな思っているわけでございます。

ただ、その後、昭和四十五年に厚生省の方で心身障害者対策基本法というのが制定されました。そのあたりから心身障害者という言葉がかなり一般的に使われまして、身体障害者と心身障害者という場合は違ふという、そういうふうな解釈になつてきたのではないかと。さらに、国際障害者年のもろろから障害者、いわゆる心身障害者という言葉よりもむしろ障害者と言つた方がいいのではないかと申す方がだんだん一般的になつてきている、そういうふうな言葉の使ひ方の変遷の中で、旧法で精神薄弱者も含まれているにもかかわらず、それが含まれていないというふうな形で推移をしたのではないかと申すように理解をしております。

○千葉景子君 どうもその当時は身体障害者というところのみが適用の対象で、なかなか精神薄弱者の皆さんとかあるいは精神障害者の皆さんが頭の外の方にあつたのではないだろうかというふうな思わざるを得ないわけですね。

さらにこの九十九号の勧告、これの日本語訳、国連への報告文によりまして、先ほどは身体障害

者は身体障害あるいは精神薄弱、あるいは精神障害も含むのだということでございますが、その定義も非常にあいまいで、「身体的及び精神的損傷」というふうな訳されているわけですが、この「及び」というのはどういうふうな解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) 原文はないのですが、一般には身体的と精神的、それから身体または精神的というのを両方含んだ「及び」だということに思つております。

○千葉景子君 いや、それも非常におかしな回答でして、日本語としてはやはり「及び」といいますのは身体と精神と両方重なっている障害としかこれは読めないわけですね。しかも、またさらにこれを引用いたしました一九八三年の職業更生に雇用が加えられた勧告と条約の方では、今度は「身体的又は精神的障害」ということで、何げなく書き直されているようなところがあるわけでございます。これは、原文は全く同じです。

こういう形で精神的障害を持つ皆さんが頭の外に置かれてきたというふうな思わざるを得ないのですけれども、この片方では「身体的及び精神的」として同じものが次には「身体的又は精神的」と、このころころ変わるというところはどうお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。私、直接訳したわけじゃないのでよくわかりませんが、一般に法律的には「身体的及び精神的」と申しましても、「physical, mental」という両方含んだと解釈できるということは、先生御存じのとおりだと思います。原文を見ますと、「or」になつておりますから、本来直訳すれば「又は」の方が正しいのかもわかりません。

○千葉景子君 今のお答えでございますけれども、正式な条約文というのは英文かと思つていただいても、一般の国民にはこの日本語で目に入るわけでございます。そういう意味では、「及び」が「又は」も含むと、しかしながら「又は」とその後は訳をされていくわけですから、これは誤訳なり、

意識的な訳し方としか言いようがないように思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井晋太郎君) 条文の批准その他の場合には、従来仮訳のものが正式に訳されるようになるわけでございますので、そのときの統一見解としてどういふ訳をとるかということ、外務省を含めた関係各省の見解によるというふうな思ひます。

○千葉景子君 終わりにいたしますけれども、今後この訳文等について、外務省とも検討の上、きちっとしたわかりやすい、わかりやすいというの国民にとつて、我々にとつてですけれども、はつきりした文言に訂正をなさるとか、そういうおつもりはございませんでしょうか。

そして、こういうことを踏まえて精神障害、精神薄弱の皆さん、非常にこれまで制約を受けてきたところがあるように思われますので、これらも含めてお考えをお聞かせいただいで終わりにしたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。正式な訳文にする場合につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、「身体的及び精神的」または「身体的又は精神的」で、「及び」であったから精神薄弱者を冷遇したというふうには私ちょっと理解できないわけですが、どういふ意味でそうおっしゃっているのかよくわかりませんが、精神薄弱者等を含みました精神的な障害者につきましては、今回の法律等によりましてこれらを含めまして手厚い対策を今後とも充実させてまいりたいと、かように考えております。

○中西珠子君 身障者雇用促進法の一部を改正する法律案に關して質問いたします。

昭和五十六年の国際障害者年におきましては、我が国でも障害者問題でさまざまな広報や啓発活動が行われました。そのために国際障害者年の中には障害者の雇用も大いに伸びたわけでございますが、その後の雇用率の伸びを見ますと、伸び

幅が大変小さくなっており、昨年に至っては全く伸びていないような状況にあります。

国連では、障害者問題に対する取り組みを、国際障害者年一年だけに終わらせることなく長期間継続させていくために、昭和五十八年から十年間を障害者の十年というようにいたしました。その十年の間に達成するべき世界行動計画を策定しまして、国連加盟各国に対してもこれに基づいて国内長期行動計画を策定するように求めております。

これに対応いたしました。我が国においても昭和五十七年には障害者対策に関する長期計画が策定されたと理解いたしております。この長期計画は、当然のことながら労働省の障害者雇用対策の基本ともなっていると思ひますが、この長期計画に基づいた障害者雇用対策の基本方針について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平井卓志君) 国際障害者年を契機として、昭和五十七年三月に策定されました障害者対策に関する長期計画におきましては、障害者の雇用対策について重度障害者に最大の重点を置きまして、可能な限り一般雇用の場を確保することとしておいてございまして、労働省におきましては、この基本方針に基づきまして諸施策を推進しておるところでございます。

○中西珠子君 ことは障害者の十年の中間年に当たるわけでございますが、ただいま審議中の法改正、この法改正は長期計画との関係からいいますと、長期計画の重点、またその長期計画の完全実施との関連では、どのように法改正が位置づけられるのでございませうか。

○国務大臣(平井卓志君) 今回の改正によりまして、障害者雇用対策につきましては、精神薄弱者対策の大幅な充実強化を図る、同時に職業リハを推進するための体制の整備、また専門職員の養成、確保等、長期計画に対応した対策の充実強化が行われるわけでございます。これによって長期計画の実施状況も大きく前進するだろうと、このように考えております。

○中西珠子君 大臣の仰せのとおり、今回の法改正によって障害者雇用対策は相当進むと思ひます

けれども、長期計画の実施に寄与するところも多しと思ひますが、この法改正の内容を内容を実施することによって長期計画のうちの雇用対策にかかわる部分は完全に実施したことになるとお考えでいらしゃいませうか。

○説明員(小倉修一郎君) 今回の改正によりまして、障害者雇用対策に關します法的な面につきましては整備されました。長期計画につきましてその完全実施に向けて今回の法改正で大きく前進をすることになるものというふうな考えているところでございます。

しかしながら、長期計画の完全実施につきましては法的整備だけでは足りるものではないと思ひます。やはり今後とも職業リハビリテーションの充実強化を図るとか、あるいはリハビリテーションサービスの質的な向上のための調査研究を実施するとか、そういった努力を傾注していくことが必要ではないかというふうな考えているところでございます。したがって、私もこのように思ひます。今後とも対策の充実強化に努めまして、長期計画の完全実施に向けて一層の努力をまいりたいと思ひます。

○中西珠子君 ただいまの御答弁で、今回の法改正のみでは長期計画の完全実施には足りない、また法整備だけでは足りないのだということ、いろいろ御努力の方向づけをお示しになったわけでございますけれども、ただいま中間年を迎えておられます。今後国連の障害者の十年の後半期に向かうわけでございますが、長期計画を完全実施するという必要性は非常に高いと思ひます。

この後半期に向けて、労働者としてはあれもこれもやるというのではなくて、重点目標というものを設定する必要があるのではないかと思ひますが、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(平井卓志君) この国連の障害者の十年の後半期における取り組みでございますが、現在中央身障者対策協議会の場におきまして後半期における重点施策について御審議をいただ

ておるところでございます。同審議会において結論が出された場合には、その結論を尊重してさらに積極的な障害者雇用対策を推進してまいりたいと思ひます。

○中西珠子君 障害者の雇用対策をこれから充実強化していかねばならないわけでございますが、それを実施していく体制というか、また障害者雇用対策を担当する職員の数、そういうことも必要なのではないかと思ひます。また、実際に第一線で障害者の職業紹介を担当した、またいろいろ職業指導をやりたりする公共職業安定所の職員の研修というものも必要なのではないか。

技術革新も非常に進んでいる中で、身障者の職業の分野というものはだんだん広がって行くのではないかと思ひます。そういった技術革新に取り残されないような研修というものが必要ではないかと思ひます。したがって、その点に關してはどのようなお考えでいらしゃいませうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、身障者の雇用促進を進めるためには体制の整備を図っていくことが重要でございます。公共職業安定所における障害者の職業紹介、雇用促進を円滑に進めるための職業相談、職業紹介、就職後の職場適応指導に至る業務を一貫して実施する必要がありますわけでございますが、これにつきましては先ほどのお話にもございましたように、公共職業安定所にこれらの業務を一貫して行います専門的な職員といたしまして就職促進指導官を昭和四十三年以降設置してきたところでございます。当初、初年度七名だったわけでございますが、六十二年度におきましては全国に四百十六名の指導官を配置しております。

それから、さらに安定所におきましてはこの指導官のほかに昭和四十八年度からは手話協力員、それから五十一年度からは職業相談員等を置きまして、これらの仕事を専門的にやっていたいただいております。今後ともその体制の充

実に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどの研修の点でございますが、これらの専門の担当官その他を養成するために障害者対策に関する長期計画、それから身体障害者雇用審議会等におきましてこれらについて意見書が出ておりますが、従来から労働研修所におきまして体系的に研修を実施しておりますが、昭和五十七年度からは国立職業リハビリテーションセンターにおきましてより専門的、技術的な研修を行っているところでございます。さらに六十一年度からは労働研修所の研修におきまして障害者対策を中心としますコースを新たに設けて研修の充実を図っているところでございます。

○中西珠子君 大変結構でございますが、必要な人員をおそろえになると同時に、研修も大いにやっていたらいいと思います。

障害者が雇用されてその能力を発揮して働いていくためには、事業主や職場と一緒に働く同僚などの理解や協力が非常に重要でございます。また一般国民の理解や協力を得ることも必要だと考えますが、このためにはやはり広報啓発活動というものをさらに強化していくべきだと思います。この点に關しましては、具体的にはどのような方法で展開していらっしゃるおつもりですか。

○政府委員(佐藤仁彦君) 障害者が安定したかつ充実した職業生活を送ってまいりますためには、御指摘のように事業主や職場の同僚あるいは上司の理解や協力が不可欠であることは申すまでもございませぬ。このため、従来から労働者におきましては事業主やあるいは労働者の方々の理解を深めるために障害者雇用のためのパンフレットを作成し配布いたしますとか、あるいは企業の雇用管理者に対するセミナーを開催するなどの方法で広報してまいりましたし、また毎年九月を障害者雇用促進月間といたしまして各地で障害者の雇用促進大会を開催しますとか、各種の事業を中央、地方各機関を通じて開催するなどによりまして広報活動を積極的に、かつ集中して実施してまいりま

した。

特に今回この改正法におきまして、障害者の雇用に関する広報啓発という一条を設けて、今後あらゆる機会を通じて広報活動を積極的に進めていくことを規定いたしました。これを契機にさらに広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 これを契機にさらに努めていただきたいと思っております。

しかし、今回の法改正でちょっと残念なところがないわけではないんですね。それは精神障害者については雇用義務が課せられていないという点でございます。精神障害者についてはなぜ雇用義務を課さなかったのか、その理由を御説明ください。それが一点。

それから、将来精神障害者について雇用義務を課すべきだと思っておりますが、この点はいかがですか。これ第二点でございます。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。第一点でございますが、この点につきましては先ほど大臣からも御説明があったとおりでございます。精神障害者の雇用の問題が社会連帯、コンセンサスを得た上で解決されるべきものである。理念的に申しますれば、すべての事業主が精神障害者の雇用に努めるべきであるということとは当然言えることだと思っております。

しかしながら、審議会の一年以上にわたります審議等のいろいろな御意見を踏まえながら、これらの審議会の答申におきましても、精神障害者については、まだ職業前教育、能力開発体制等の条件整備の進捗状況は十分とは言いがたい。それから、精神障害者の就業が非常に困難な職種も多い。それから、個々の精神障害者の把握、確認に難点がある。これは特に三番目の点は非常に難点になっているわけでございますが、そのほか社会生活指導の面で特別な配慮を必要とする人々が多し、当面事業主に対し現在の身体障害者の雇用義務に加えて精神障害者の雇用の法的に義務づけることは時期尚早であるということも答申を受けたわけでございます。

したがって、これを受けまして、結果としていたしましたのは、現在直ちに雇用を義務づけることは困難であるが、雇用率制度上の実雇用率に算定することによりまして精神障害者を雇っております事業主の雇用に対する努力にも報いることができまして、そういう努力は今後進むというふうに考えている次第でございます。

なお、第二点の今後の問題につきましては、今のような理由その他いろいろな問題点が解決されるということ等に対応しながら、それらの推移を見ながら検討を進めていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

○中西珠子君 精神障害者につきましては、雇用義務というものは今回の法改正においては課されなかったわけでございますけれども、雇用率制度上は実雇用率の算定に当たってカウントされることになった、これは雇用対策上も一歩前進だと思っておりますが、精神障害者ではなくて精神障害者、この方につきましてはまだまだ対策が不十分な点も多いと思っております。また対策を考えていく上でも実施する上でも困難な点もあると思っておりますが、今後精神障害者に関する対策を充実強化していく必要があると思っております。

そういう精神障害者に対する対策を充実強化するためには、やはりさらに一層調査研究ということもを推し進めていく必要があると考えますが、この点についてはどのようなお考えか。また、具体的な計画がございましたらお示しいただきたいと思っております。

○説明員(小倉修一郎君) 精神障害者の方につきましては、従来から公共職業安定所におきましては、求職者がお見えになりますと求職登録制度という制度を活用いたしまして窓口で求職登録をしていただいております。登録されますとそのカードは

永久に保存される制度でございます。ずっとその方が将来求職をされようと、あるいは職場につかれようと、アフターケアができるようなそういう登録制度を設けて、そういう制度を活用しながら手厚い職業指導なり職業相談を行ってまいるところでございます。

また、昭和六十一年度、昨年度からでございますが、精神分裂病で回復された方々、あるいは脳うつ病で回復された方々、あるいははてんかにかかっておられる方々、そういった方々、いわゆる精神障害者の方々に對しましても職場適応訓練制度の対象に加えて実施の充実には努めてまいっているところでございますが、ただいま先生御指摘のように、その対策は他の障害者に比べますと必ずしも十分ではないというところでございます。

このために、今後、雇用の場におきまして精神障害者の特性等の調査研究を進めましてその施策の充実強化を図っていくということは、私どもとしても当然これは必要な課題だということに考えているところでございまして、先生も御承知のとおり、今回の改正法におきましても、第七十八条によりましてすべての障害者についてその特性に係る基礎的研究から実践的研究に至るまでの調査研究を進めるということを規定いたしております。また精神障害者等につきましても納付金制度に基づき研究、啓発のための助成金も活用できることになっていくわけでございますし、また今後の雇用対策の立案に資するためにさらに附則五条の第二項におきましてその職業適性能力等職能的諸条件を明らかにするための調査研究等の推進についても規定をしております。

このように、今度の改正法によりまして精神障害者の方々に對しますところのいろいろな施策を充実するための基本的、基礎的な体制づくりが行われたわけでございますので、私どももいたしまして、この改正法の趣旨にのっとりまして精神障害者等に対し調査研究につきましてこれから積極的に取り組んで進捗してまいりたいというふうに考えております。



○中西珠子君 積極的に調査研究を推進していただきまして、精神障害者の対策も充実強化していただくことを心から要望いたします。

それで、障害者問題というのは社会全体が取り組まなければならない非常に重要な課題であると考えますが、障害者対策に関する長期計画を国連障害者の十年の期間中に完全に実施していただきたい。また、国際障害者年の目標でもありました障害者の完全参加と平等を達成し、我が国の障害者が職業生活に参加できるようにさらに障害者雇用対策の充実強化というものに取り組んでいただきたいと思っておりますが、この点に關しまして大臣の御決意のほどをお伺いいたします。

○國務大臣(平井卓志君) 国際障害者年のテーマでございます完全参加と平等、これを実現するためには、一口に申し上げると障害者の職業的自立を図ることが最も重要である、こう考えておられます、こういう認識に立ちまして労働省として、先ほど来も御議論ございましたけれども、昭和五十七年に策定されました障害者対策に関する長期計画に基づきましてその施策の充実に努めてきたところでございます。

本年は特に障害者の十年の中間年に当たることもございます、従来の施策を見直すとともに、対象とする障害者を身体障害者から障害者全般に拡大する等々内容とするこの改正案をたたいまお願いいたしておりますのでございまして、今後、この改正法に基づきまして障害者の特性に応じた対策の充実強化を図って、障害者の雇用の促進とまた職業の安定に努めてまいり所存でございます。

同時に、委員も御指摘にございましたように、やはりこの問題は単なる法律制度の整備だけで政策の目的が有効に達成されるかといえますと、やはり御案内のような事業主とか制度運営の衝に当たる方のみでなく、やはり社会と申しましようか、国民の方々、社会全般の方の理解に立った連帯感というものが、これがなければなかなか難しいのではないかと、これがなくとも考えておりますし、その方向の啓発活動にも一層努力をしております。

い、かように考えております。

○中西珠子君 たいま大臣のおっしゃいました点は非常に同感でございますし、一層この法改正を契機といたしまして広報啓発活動もやっていたきたいし、この法改正によりましていろいろ法的な整備ができて施策の基本的な体制が一步前進するわけでございますから、これをフルに活用していただきまして身障者対策を効果的に実施していただきたいことを心から要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○内藤功君 今回の法改正におきましては精神薄弱者を実雇用率にカウントするということになっておりまして、精神薄弱者の雇用は確かに一歩前進するであろう。しかし、障害者の雇用促進の基本ともいべき雇用率は最近伸びていないのではないかと思っております。

去年の雇用率の状況はどうなっておりますか。先ほど御議論の中にございましたが、雇用率の改善につきましてはやや停滞感などがございます。昨年の雇用率は、一・五%の身体障害者雇用率が適用されております一般民間企業、常用労働者の六十七人以上の規模の企業でございますが、六十二年六月一日現在で実雇用率一・二六%、前年と同率でございます。一方、一・八%の法定雇用率が適用されております公団、事業団等一定の特殊法人につきましては実雇用率一・八七%、これは前年一・八四でございましたので○・三ポイントではございますが上昇が見られております。

それから最後に、国、地方公共団体等におきましては法定雇用率は非現業的機関で一・九%でございますが、これは実雇用率一・八九%、○・〇ポイント落ちておりますけれども、対前年比では○・〇一ポイント上昇いたしております。それから、一・八%の法定雇用率が適用されております現業的機関におきましては実雇用率一・九七%で、前年一・九五%でございますので○・〇二ポ

イント、これらにつきましては多少ではございませが前年比べて改善が見られたところでござい

○内藤功君 まず、官公庁についてですが、身体障害者の雇用についても民間企業に率先して範を垂れるという立場にあると思えます。機関別に見ますと、都道府県の非現業的機関の雇用率が悪い状況にあるように思っております。昨年六月一日現在の状況を見ますとわずかに一・五七%で、一・九%の法定雇用率に到底及ばないという状況であります。

最近、各自自治体では身体障害者の採用のためのいろいろ特別な試験を行うなどの面で努力をしているというところは認められますが、このように低くなっている原因の一つとして、教員が中心になっているというふうには聞いておるんです。労働省としてはこの地方公共団体の雇用率を引き上げるためにどういうような御指導、努力をなさっておりますでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) たいま先生御指摘のとおり、都道府県の非現業的機関の雇用状況につきましては一・五七%ということ、一・九%の雇用率に比べて大幅に下回っているところでございます。この理由でございますけれども、たいま先生御指摘にございましたように、都道府県教育委員会の雇用率が低いということも大きな理由になっていると思われましてこういう数字になっているというふうな理解をしておりますのでございませ。都道府県の教育委員会につきましては、雇用率算定基礎職員の約八割が教育職員である。事務職員等の数が少なく教育委員会の大半が教育職員で占められているという状況にございませ。一方、身体障害者の方々で教員を希望されましてかつ教員の資格を取得されるという方が非常に少ない、こういう事情もあるようでございます。そういうことから身体障害者の雇用の改善がなかなか進まないというふうな考えをしております。

でございます。

したがしまして、労働省といたしましては、当面は教育委員会の職員のうちいわゆる事務職員につきまして身体障害者の採用をさらに積極的に進めるように指導をするなどいたしまして、これからは文部省等とも連携を図りながらさらに有効な方策について検討をまいりたいというふうな考えをしております。

○内藤功君 文部省に伺いたいと思うんですが、教職員の場合、障害者の先生が学校で働いていらっしゃるということ自体教育的な効果、子供たちへの一つの励ましにもなる面があるんじゃないかと考えておるんです。教育委員会における身体障害者の雇用が進むように文部省としても各都道府県教育委員会に対して指導をなさるべきじゃないかと思っておりますが、いかがでございますか。

○説明員(奥田興志清君) お答えをいたします。たいま労働省の方からもお話ございましたように、教員につきましては、特に教育職員免許法に基づき教員免許が必要であるということ。この免許取得者が非常に身体障害者の方で少ないということ。さらにまた、採用試験を受験なさる方も極めて少ないというふうな事情がございまして、御指摘のような事情になっております。

私どもは、法律の精神に基づきまして、各都道府県教育委員会に対しましても機会あることにこの法の趣旨に照らしてその辺の適切な配慮を払っていくように積極的な指導をこれまでいたしておりますけれども、これからは進めていきたいというふうな考えをしております。

○内藤功君 労働省に伺いますが、次に民間企業ですが、全体としては一・二六%、ところが百人未満の企業では一・七五%達成しておりますが、百人以上三百人未満が一・四二、三百人以上五百人未満が一・二四、五百人以上千人未満が一・一、千人以上が一・一六%と、すべて法定雇用率を下回っております。企業規模が大きくなるほど雇用率が悪いという状況にあります。

先ほどありましたが、納付金さえ納めれば雇用しなくてもいいという意識が大企業の中に特に強いんじゃないかと思うんです。労働省としてはもっと積極的にこの法の精神それから身体障害者雇用の意義といったことについての経営者への講習会を活発にやる、その他啓発活動を積極的に実施をしていただく、これを強化していただくことを要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりの実雇用率でございますが、確かに大企業になるほど実雇用率が低くなっております。これらの原因としましては、いろいろあるかと思いますが、常用労働者が多数いるということの中の数字の問題もございまして、それから大企業の場合は学卒を中心とした新規採用を行っておりますので、身体障害者の中途採用について必ずしも積極的ではない、その他いろいろあると思います。これらにつきましては、身体障害者の学卒等についての集団見合いと申しておりますが、大卒、高卒等につきまして集団的に求人者側との面接を行うとか、いろいろな施策を講じながら大企業での雇用の促進を進めております。

先生御指摘の啓発活動等につきまして、先ほどから御議論ございましたように、今回の法の規定その他に基づきましてさらに強化してまいりたいというふうに思っております。積極的に各都道府県の幹部が個別指導を徹底して行うように、雇用率達成につきまして今後とも指導の強化を一層図ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○内藤功君 次に、障害者の雇用はそれ自体非常に重要な課題でありますけれども、特に重要だと思っておりますのは、養護学校を卒業して初めて社会に出ていく子供たちの就職であります。近年の養護学校卒業生の卒業後の状況はどう把握しておられますか。

○政府委員(佐藤仁彦君) 文部省の行っております学校基本調査でお答え申し上げます。

が、六十二年三月の卒業者はまだ統計ができておりませんので、六十一年三月の卒業者について申し上げます。

養護学校の中学部を卒業した者のうち、就職いたしました者は一・二%、九十五名でございます。六三%の四千九百九十人は進学いたしておりますが、無業者等の数は二千七百七人、三四%となっております。

また、高等部を卒業した者の進路状況については、卒業者は四千四百六名となっておりますが、うち就職した者は千九百二十六名、三〇・一%。進学者は六十八名、一・一%。教育訓練機関等へ入所した方も含む無業者等の数は三千八百八十六人、六〇・七%となっております。就職率は中等部も高等部も前年に比べて若干でございますが減少し、無業者が増加しているという傾向にございます。

○内藤功君 その原因は一体何かという問題ですね。今、全国的な例を挙げましたが、東京都では全国に先駆けて、就学を希望する全員入学を始め十三年度目になるわけです。しかし、この進路は非常に深刻であります。

例えば、東京都の障害児学校教職員組合の先生方が調査した報告を見ますと、昭和六十年年度卒業生の方の総数九百九十二名のうち、就職できた生徒が二百三十九名、二四・一%。約四人に一人です。民間作業所へ入所した人が二百七十四名、二七・六%。その他、職業訓練開発センターへ行った方が三十二名。社会福祉施設が百三十二名。進学した人が百七名。入院、自営業、その他十六名。在宅が四十六名、四・六%。この在宅者は年々増加の傾向にあると私聞いておるんです。せっかく養護学校の教育を終えて卒業しても、企業を含めた社会が受け入れてくれないということでは、子供たちは挫折をして、その成長にも大きなマイナスになります。

労働省としては、一人でも多くの人が就職できるように養護学校卒業生に対する職業紹介にも

とひとつお努めいただくべきじゃないか。また、不幸にして就職できず、無業者、未就業者となつた人に対しては、働くことができるようなあらゆる対策を講ずることを要望したいと思っております。対策、決意のほどを伺いたいと思っております。

○説明員(小倉修一郎君) 養護学校の生徒につきましては、先生もよく御承知のとおりでございますが、近年在校生の障害の重度化が進んでまいっているところでございます。したがって、そういうところに特に関心のある方々につきましては、卒業後就職を最初から希望されないので、授産施設あるいは共同作業所等に就労するという方がふえてきている傾向が見られるというふうに私も伺っております。また、先生御指摘のように、就職を希望される方につきましても就職が決まらない、就職ができないという方も少なからず見られるところでございます。そういうことから無業者が毎年増加傾向にあるということではなからうかと思っております。

労働省といたしましては、就職を希望される重度障害者等につきましても可能な限り一般雇用の場を確保するということを基本といたしております。養護学校等の教育機関と連携をとりながら、できるだけ早い時期からそういう就職希望者につきましては、例えば職場実習を行うとか、特別の職業指導を行うとか、そういうことを通じて、きめ細かなそういう相談なり援助を行っているところでございます。

さらに、障害の重い方々の雇用の場の開発ということで、第三セクター方式によります重度障害者雇用企業の育成事業、これも積極的に進めたいところでございます。私どもとしてはこういう特に障害の重い方々に対する雇用の開発を行う一方で、そういう養護学校等との連携を密にいたしまして、早い時期から職業指導なり職業リハビリテーションの計画を個人ごとに作成して能力開発等々を進めていくとか、そういう両面から施策を充実いたしまして、先生御指摘のような問題

をできるだけ解消するように努力をしてまいりたい

と考えているところでございます。

○内藤功君 今の点、文部省の御見解を伺いたいと思っております。

○説明員(下宮進君) お答えいたします。盲聾養護学校などの特殊教育諸学校におきます生徒の進路指導につきましては、心身障害児の社会的な適応力を高めるとともに、可能な限り社会自立ができますよう、生徒の障害の状態とか適性等に応じた多様な職業教育を行っているところでございます。

また、この職業教育と並行いたしまして、労働、福祉、医療関係等の関係機関との連携を図りながら高等部等における進路指導の充実に努めているところでございます。

今後とも、特殊教育諸学校の卒業生が社会人として十分活躍できますように進路指導の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 次に、厚生省に伺いたいんですが、養護学校を卒業した未就業者、無業者の方の中には、授産所へ入所する人、地域の共同作業所に通う人もありますが、地域によってはこれらの作業所に入りたくても定員がいっぱいで、いわゆるあき待ちというところで待機させられることも現実にしばしば起きております。

厚生省は、障害者関係の三事業、いわゆる身障、精神薄弱者、精神障害者に関しまして、小規模作業所一カ所について七十万円、非常に額は少ないと思っておりますが、補助を出しておるようですけれども、昭和六十二年度におきましては三事業合わせて何カ所ぐらい、どれぐらいの予算をおつけになっておられるか。

それからまた、この助成措置をもっと強化して補助対象数も増加すべきだと考えるんですが、お考えを伺いたいと思っております。

○説明員(村岡輝三君) いわゆる共同作業所でございますが、精神薄弱者の関係につきましては、昭和五十二年度から実施をいたしておるわけでございますけれども、これにつきましては前年度に比べまして二十七カ所増の百六十八カ所というこ

とにいたしてあります。

また、身体障害者や精神障害者を対象とする小規模作業所につきましては、今年度より新規対策として助成を行うこととしておりますが、身体障害者の関係につきましては七十五カ所、精神障害者の関係につきましては四十八カ所ということにしておりまして、合計で二百九十一カ所になります。どうか、ということでございます。

今後ともこの施策についてはその推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 未就職者、無業者の方の中には、企業には就職できなくても、現に共同作業所や福祉工場などでいわゆる雇用関係のもとで働いている方もおられるわけです。これらの雇用関係のもとにある方については、これは労働省としても当然助成措置を講ずるべきじゃないかと思っておりますが、この点いかがですか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。先生御指摘の、共同作業所やいわゆる福祉工場におきまして雇用関係があると認められるものにつきましては、納付金制度に基づきます助成金を活用して援助を行っております。

福祉行政との関連もございしますが、今後とも雇用関係があると認められる場合には、助成の対象として措置してまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 時間が参りましたので、残りの二つの点を一緒に聞きますのでお答えをいただきたいと思っております。

一つは、先ほど同僚委員からも御質問がありましたので、私はもう端的に申し上げますが、精神薄弱者の雇用の義務を明確にさせていただきたいということにつきましては、これは障害者団体やあるいは養護学校関係者の方々の切なる要望であるというところを私は特に声を大にして申し上げておきたいと思っております。改正の機会が必ず近い将来あると思っておりますが、その機会までに諸般の環境条件を整えていただきます、次の改正にはこれがぜひ実現できるように検討、努力を要望したい、この点

について一つ。

もう一つは大臣にお伺いをしたいわけでありまして、今回の改正は、私よく法案を見まして、一つは精神薄弱者に対する対策の強化、それから法律の対象者を障害者全般に拡大しているということ、さらには職業リハビリテーションの対策を強化することとしていられるという点につきまして、私はその内容について評価できるものがある率直に思います。しかし問題は、この法律だけではいけないのであって、法律の実効が上がるようにいかなる措置が必要かと思っております。同僚委員からのお話がありましたように、すべての国民が労働の権利を持つていられるわけでありまして、

障害者の権利宣言という国際的に有名な一九七五年十二月九日の宣言でも、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質および程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」等々の重要な宣言は、今国際的な原理で打ち立てられておると思っております。今後ともこの障害者対策を、この法改正を機会に一段とひとつ強化して推進をしていただきたいと思っております。最後に労働大臣に障害者雇用対策にかける決意をお伺いしたい。

○国務大臣(平井卓志君) 前段で御指摘のございました精神薄弱者の雇用の義務づけ、これを次期改正までどうかということでございますが、本委員会でも多少やりとりございましたように、精神薄弱者の雇用問題というのは、やはり一つには事業主のみならず社会の理解から生まれる連帯感によって解決されるべき点が相当ある問題でございます。また、またそうである以上、理念的に申し上げれば、すべての事業主が精神薄弱者の雇用に努めるべきものでございまして、また身体障害者同様、御指摘ございましたように働く意思と能力のある精神薄弱者に適当な雇用の機会を与える社会的な責務もこれ有する、こういうことができる

思うわけでございます。

ただ、政府委員からも御答弁申し上げておりますように、やはり精神薄弱者につきましては身体障害者と異なりまして、まだまだ解決をしていかなければならぬ問題が残っております。このために、御案内のように今回の法改正において、義務は課さないけれども、障害者同様のカウントもするというふうな措置を講ずることとしたわけでございます。今おっしゃいましたような法的な雇用の義務づけにつきましては、身体障害者雇用審議会の意見書にも指摘がございまして、今回の措置が障害者雇用に与える影響、さらには障害者雇用対策全般のあり方を突進に即して勘案しながら、将来、精神薄弱者の雇用に伴う諸問題が解決されていくこと等に対応しながら、十二分に検討していかねければならぬ問題であるというふうなことを考えております。

さらに、後段で御指摘ございましたように、どういうふうな考えでこれから進めていくかということでございますが、私は今回の法改正で十分に事足りるものとは決して考えておりません。まだまだひとつの途中経過であるというふうに考えております。

ただ、今回の改正案もリハビリテーションを含めまして、相当労働省としては従来の内容に比べて一歩も二歩も踏み込んだものであると考えておりますけれども、やはり先ほど私申し上げましたが、やはり法律、制度だけですべて有効に働くかということになりますと、法律はすべてそうでございますが、やはり運用の衝に当たる方たち、社会のそのことに対する政策目的に対する理解等々考えましたら、やはりこの法律の適正な運用と申しましたら、やはり相当な配慮、さらには一歩二歩踏み込んで親切に、やはり十分に理解解をしていただき、そのような効果が具体的に出来るように、そういうふうな、これは事業主の啓発活動も含めまして、きめを細かくして、一層努力して最善を尽くさなければならぬ、かように考えております。

○委員長(佐々木清君) 以上をもって三案件に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐々木清君) 御異議ないと認めます。それではまず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木清君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田代君から発言を求められておりますので、これを許します。田代君。

○田代由紀男君 私、ただいま可決されました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一、雇用率達成指導の強化に努め、障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分検討すること。

二、マイクロエレクトロニクス等産業構造の変化に対応した障害者の職域開発の推進を図るとともに、特に重度の障害者の雇用の促進を図られるよう、今後とも、障害の種類・程度に応じた諸対策の充実強化に努めること。

三、障害者の雇用の安定を図るため、就職後の

定着指導等のフォローアップに努めること。

四、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における職業リハビリテーション体制の整備及びサービスの一層の充実強化を図ること。

五、職業リハビリテーション関係業務、納付金関係業務等の的確に遂行されるよう日本障害者雇用促進協会を十分に指導すること。また、雇用促進事業団等から日本障害者雇用促進協会への業務の移管が円滑に行われるよう十分配慮すること。

六、精神薄弱者の雇用の促進等を図るための条件整備対策を引き続き推進するとともに、精神障害者等の雇用に関し調査研究に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(佐々木満君) ただいま田代君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕  
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、田代君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平井労働大臣。

○國務大臣(平井卓志君) ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしましたして、努力してまいる所存であります。

○委員長(佐々木満君) 次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件について討論に入ります。

○内藤功君 ただいま議題となりました公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件について、日本共産党を代表して、反対の意見を申し述べたものであります。

本承認案件は、労働者保護のための行政機関である労働基準監督署や、職業紹介、相談業務、雇用保険関係業務等を行う職業安定所を統廃合するという臨調行革の計画の一環であります。

地域住民の要求に応じて行政サービスの向上を図り、また産業や交通事情等の変化に対応して行政機関の合理的配置のための再編成を行うこと自体は必要であります。今回の再編成計画は安定所一カ所及び出張所一カ所、合わせて二カ所の減となり、国民サービスの低下をもたらすことは避けられません。

以上の理由により反対するものであります。

○委員長(佐々木満君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(佐々木満君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐々木満君) 次に、林業労働法案を議題といたします。

発議者千葉景子君から趣旨説明を聴取いたしました。千葉君。

○千葉景子君 ただいま議題となりました林業労働法案につきまして、日本社会党・護憲共同を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の森林は、国土面積の七〇％に当たる約二千五百万ヘクタールを占めておりますが、このうち人工林の面積は、約一千万ヘクタールに及び、その蓄積は十三億立方メートルと全森林蓄積の四割を超えるまでに達しております。

この豊かな森林は、木材などを生産し、建設資材、家具、紙などの形で国民の生活必需品の供給を担う等の経済的機能を果たしているほか、国土保全、水資源の涵養、大気浄化、自然環境保全、保健休養等の多面的な公益的機能など、はかり知れない重要な役割を果たしております。殊に、国土開発に伴う山地災害の多発化、水需要の増大さらには都市への人口集中などによる生活環境の悪化等から、森林の公益的機能の充実が一層重要となっております。

しかしながら、森林、林業を取り巻く状況は、近年非常に厳しく、危機的状況を強めております。すなわち、木材需要の六五％に及ぶ外材輸入と住宅建設の大幅な落ち込み等による国産材需要の不振、山村の過疎化の進行による林業労働者の減少等により、森林資源の保全、管理機能は著しく低下しております。特に、造林の育成に不可欠の除伐、間伐が大幅に立ちおくれ、脆弱な森林が増加するなど森林の荒廃は深刻な事態になってきております。このため、山地災害危険地区も昭和五十三年五十四年度の調査で十三万一千カ所であったものが、六十一六一年度調査では、実に四万五千カ所も増加し、十七万六千カ所になるなど、国土災害の危険性の増大、水害発生、水資源不足など、国民の生命と国民生活への重大な影響をもたらす状況があらわれつつあります。

二十一世紀へ向けて、人類が避けて通れない課題は、資源と環境だと言われます。我が国においてはまさに、林業こそが森林の育成を通して、この二つの課題にこたえ得るのであります。そして、この森林の育成に不可欠なのは、その生産の担い手である林業労働者の安定的維持と確保であります。

ところで、林業労働者とりわけ民間林業労働者の置かれている労働の実態は、極めて憂慮すべきものとなっております。すなわち、民間林業労働者は、季節的、短期的雇用が多いため不安定であり、健康保険、厚生年金等被用者保険の適用は、ごく少数であり、賃金は、他産業に比べて低い上に、出来高払い制のため、労働強化を強いられ、出来高払い制のため、労働強化を強いられ、振動病の罹病者は毎年増加するという状況にあります。また、労働基準法さえ適用されないなど、まさに、劣悪過酷な労働条件のもとで重労働に従事しております。

このような民間林業労働者の労働環境のもとでは、新規卒業者や若年労働者の就労は皆無に等しく、労働力の高齢化は、憂慮すべき事態に立ち至っております。民間林業では、最も近代化が進んでいると言われている森林組合労働員でも四十歳以上が八八・五％、うち六十歳以上は二一・八％、三十九歳以下は、わずか一一・五％、うち二十歳以下は〇・二％という実態にあり、このまま推移するならば、林業の担い手はいなくなり、我が国の森林、林業の危機的状況は、一層深刻なものとなることは、明白であります。

世界的な森林の減少による環境変化が懸念され

ている中で、今後、我が国が森林の管理を適正に実行し、国産材の供給能力を飛躍的に向上させ、国産材時代への展望を切り開いていくためには、何と云っても、その生産労働力の確保対策が重要であり、しかるに、現行労働関係の諸法律やその運用のみでは、林業労働の特質からくる諸問題は解決し得ないところであり、

したがって、民間林業労働者の雇用安定、労働条件の改善、安全衛生、福祉面での施策の整備、充実等のためには、林業労働の特質を踏まえた新たな立法が必要であります。

これが、日本社会党・護憲共同が林業労働法案を提案する理由であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより、林業労働者の地位の向上を図るとともに、山村地域の振興に寄与することを目的としております。

第二に、林業労働計画の策定であります。すなわち、労働大臣は、本法の目的を達成するための基本となるべき事項について、五年ごとに、全国林業労働計画を策定し、都道府県知事は全国林業労働計画に即して、毎年、市町村長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定することとしております。市町村長が策定する市町村林業労働計画では、林業の事業の量、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に關し必要な事項について規定し、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮することとしております。

第三に、専業労働者とは、常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用されるものをいい、兼業労働者とは、常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時季を定めて一年間に通常三十日以上雇用されるものをいうこととしておりますが、公共職業安定所長は、林業労働者について、専業労働者及び兼業労働者別に林業労働者登録簿に登録するとともに、林業事業者の

届け出に基づき、林業事業者登録簿を作成することとしております。また、林業事業者は、公共職業安定所の紹介を受けて雇入れた者でなければ、林業労働者として林業の業務に使用してはならないものとしております。

第四に、林業労働者に対して、一年間のうち最低限の雇用が確保されなかつた場合及び本年度雇用実績が前年度雇用実績を下回つた場合においては、雇用の安定を図るため、雇用保障手当を支給することとしております。雇用保障手当の費用については、一定規模以上の森林所有者、林業事業者及び登録林業労働者から納付金を徴収することにも、国が費用の三分の一を補助することとしております。

第五に、振動機械を使用する登録林業労働者等について、定期及び特殊の健康診断を義務づけるとともに、振動障害を予防するため、出来高払いの禁止、振動機械の操作時間の規制等を行うこととしております。また、振動障害者の福祉増進のため、国は、療養施設等の設置、軽快者の雇用のための助成・援助、職業転換希望者に対する職業訓練等について、それぞれ適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、政府は、労働保険及び社会保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとし、また、労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定を林業労働者にも適用するために、労働基準法の一部改正を行うことのほか、監督、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐々木満君) 次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する

特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、臨床工学技士法案、義肢装具士法案、以上五案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤十朗君) たいだいま議題となりまして児童扶養手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

母子家庭及び心身障害者に係る各種手当制度並びに老人、障害者等の所得保障の中心である年金制度につきましては、従来からその充実に努めてきたところでありますが、最近の厳しい財政状況のもとにあつても、母子家庭、障害者、老人等に対しては社会経済情勢の動向に対応した適切な配慮がなされる必要があります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額の引き上げを行うとともに、抛出国国民年金、厚生年金及び老齢福祉年金について給付の改善等を行うこととするものであります。

以下、改正案の内容について、御説明申し上げます。まず、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正について申し上げます。

第一に、児童扶養手当の額につきましては、児童一人の場合月額三万三千七百円から三万三千九百円に、児童二人の場合月額三万八千七百円から三万八千九百円に、それぞれ本年四月から引き上げることとしております。

第二に、特別児童扶養手当の額につきましては、障害児一人につき月額二万七千二百円から二万七千四百円に、重度障害児一人につき月額四万八千円から四万九千円に、それぞれ本年四月から引き上げることとしております。

特別障害者手当制度の発足に伴い経過的に支給されている福祉手当の額についてであり、障害児福祉手当及び経過的に支給されている福祉手当の額につきましては、月額一万五千五百円から一万六千五百円に、特別障害者手当の額につきましては、月額二万八千円から二万九千円に、それぞれ本年四月から引き上げることとしております。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律の改正等年金制度の改善について申し上げます。

第一に、抛出国国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置については、消費者物価上昇率が五%を超えた場合に物価スライドを実施することとなつておりますが、昭和六十二年度におきましては、特例として昭和六十一年の物価上昇率に応じた年金額の引き上げを、本年四月から実施することとしております。

第二に、老齢福祉年金の額につきましては、抛出国国民年金の額に引き上げて準じて月額二万七千二百円から二万七千四百円に、本年四月から引き上げることとしております。

第三に、旧国民年金法による老齢年金につきましては、昭和六十三年二月から、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに変更することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。この法律案につきましては、昭和六十二年四月一日から施行することとしておりましたものを、衆議院におきまして、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、たいだいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆

者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図つてまいつたところであります。

本法は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、医療特別手当等の額の引き上げを行うこととし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一に、医療特別手当の額を、現行の月額十一万八千円から十一万六千円に引き上げることとあります。

第二に、特別手当の額を、現行の月額四万八千円から四万四千円に引き上げることとあります。

第三に、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三万八千円から三万八千四百円に引き上げることとあります。

第四に、健康管理手当の額を、現行の月額二万七千二百円から二万七千四百円に引き上げることとあります。

第五に、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては、現行の月額二万七千二百円から二万七千四百円に、それ以外のものについては、現行の月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げることとあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、昭和六十二年四月一日から施行することとしております。また、衆議院におきまして、交付の日から施行し、昭和六十二年四月一日にさかのぼって適用することとするともに、これに伴う経過措置を規定する修正がなされております。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護施策を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。昭和六十二年度においても、年金等の支給額を引き上げることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

改正の内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正し、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、昭和六十二年四月一日から施行することとしております。また、衆議院において、交付の日から施行し、昭和六十二年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、たゞいま議題となりました臨床工学技士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療機器は目覚ましい進歩を遂げ、医療の重要な一翼を担うようになってまいりました。特に、人工透析装置、人工心臓装置、人工呼吸装置等人の呼吸、循環または代謝の機能を代替または補助するために使用される生命維持管理装置は、医療の分野に新たな可能性を開くものとして大きな役割を果たしております。

しかし、生命維持管理装置の操作及び保守点検には、単に医学的知識ばかりでなく、工学的知識も必要とし、装置そのものも時代とともにますます高度かつ複雑なものとなってきております。この法律案は、このような現状にかんがみ、新たに臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにしようとするものであります。

第一に、この法律案において臨床工学技士とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示のもとに、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、臨床工学技士になるためには、臨床工学技士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしており、国家試験を受験するためには、高等学校卒業後、一定の養成所等において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得すること、大学において一定の科目を修めて卒業したこと等を必要としております。

第三に、国家試験の実施に関する事務は、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするともに、臨床工学技士でない者は臨床工学技士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ものとなってきており、個々の患者に適した義肢器具の製作適合等を行うには高度の専門的技術が必要とされております。

この法律案は、このような現状にかんがみ、新たに義肢器具士の資格制度を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにしようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において義肢器具士とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢器具士の名称を用いて、医師の指示のもとに、義肢器具の製作適合等を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、義肢器具士になるためには、義肢器具士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしており、国家試験を受験するためには、高等学校卒業後、一定の養成所等において、三年以上義肢器具士として必要な知識及び技能を修得すること等を必要としております。

第三に、国家試験の実施に関する事務は、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、義肢器具士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするともに、義肢器具士でない者は義肢器具士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木清君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

五案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会



一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願 (第六九五三号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願 (第六九五四号)

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第六九五五号)

一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願 (第六九五六号)

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願 (第六九五七号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願 (第六九五八号) (第六九五九号) (第六九六〇号) (第六九六一号) (第六九六二号) (第六九六三号) (第六九六四号) (第六九六五号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第六九八三号) (第六九八四号)

一、療術の制度化促進に関する請願 (第六九八五号)

一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願 (第六九九四号) (第六九五五号) (第六九九六号)

一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願 (第六九九七号) (第六九九八号) (第六九九九号)

一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願 (第七〇〇〇号) (第七〇〇一号) (第七〇〇二号)

一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願 (第七〇〇三号) (第七〇〇四号) (第七〇〇五号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願 (第七〇〇六号) (第七〇〇七号) (第七〇〇八号)

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第七〇〇九号) (第七〇一〇号) (第七〇一一号)

一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願 (第七〇一二号) (第七〇一三号) (第七〇一四号)

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願 (第七〇一五号) (第七〇一六号) (第七〇一七号)

第六五〇五号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六五〇六号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六五〇七号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六五〇八号 昭和六十二年五月八日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六五〇九号 昭和六十二年五月八日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六五一〇号 昭和六十二年五月八日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六五一一号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第六三六二号と同じである。

第六五一一号 昭和六十二年五月八日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 名古屋市南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六五一二号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六五二三号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六五二四号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六五二五号 昭和六十二年五月八日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六五二六号 昭和六十二年五月八日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六五二七号 昭和六十二年五月八日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター 野田義治  
紹介議員 大塚清次郎君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六五二八号 昭和六十二年五月八日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター



シター身体障害者福祉会館内 野

田義治

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六五二九号 昭和六十二年五月八日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉セ

ンター身体障害者福祉会館内 野

田義治

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六五三〇号 昭和六十二年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 神奈川県藤沢市本町一ノ一〇ノ一

〇 吉澤勇外一名

紹介議員 杉元 恒雄君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五三二号 昭和六十二年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町明星二九〇

山中憲一

紹介議員 水谷 力君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五七三号 昭和六十二年五月九日受理

国立明石病院と国立神戸病院長の統合計画をやめ、

充実・強化に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町西二見二、〇

一四ノ三サンハイツ土山四一五

三宅弘士外九百九十九名

紹介議員 片上 公人君

厚生省は、昭和六十一年一月九日、国立病院・療

養所の再編成・合理化の全体計画を発表した。新

聞では国立明石病院を廃止し、国立神戸病院へ統

合と報道されているが、統合計画の発表だけで、

具体的な内容は未定の現状である。国立明石病院

は、終戦以来明石市中央部に根をおろし、地域の

中核総合病院としての役割を果たし、特に難病医

療、病診療、救急医療などを中心に、地域の疾病

構造の変化に応じた医療を行い、国立病院として

営利性を排し地域医療機関の規範となるべく努力

し、地域住民の信頼を集め今日に至っている。明

石市周辺は、近年播磨工業地帯、阪神間のベッド

タウンとして急速な人口増加を見ており、今後ま

すす進むものと予想される。このような状況の中

で地域の中核総合病院として、国立明石病院に

対する地域住民の期待は非常に高いものがある。

今回の計画が実行に移され、万一国立明石病院が

廃止されるようなことになれば、これまで巨額の

国費を投じて整備・拡充してきたものを破壊する

という行政改革の方向とも逆行し、最大の無駄遣い

である。今こそ憲法第二十五条の国民の生存権に

基づき、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上

を図る(厚生省設置法第四条)目的に沿って、現

在の国立医療機関を一層拡充・強化することこそ

緊急で切実な課題である。ついては、次の事項に

ついて実現を図られたい。

一、国立明石病院と国立神戸病院長の統合計画を取

りやめること。

二、国立明石病院を、地域住民の疾病構造の変化

や医療需要に対応できるように医療内容・機能の

充実強化及び医療従事職員の確保を図ること。

三、当面、小児科医師と看護婦を増員し診療内容

の充実、夜間救急医療充実に必要な人員の確保

を図ること。

第六五七四号 昭和六十二年五月九日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する

請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六五七五号 昭和六十二年五月九日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

請願者 福岡市中央区大名二ノ四ノ三一

平子勝利

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五七六号 昭和六十二年五月九日受理

国立明石病院と国立神戸病院長の統合計画をやめ、

充実・強化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市大久保町大窪一、二

二二ノ四 田中三彦外六千六百九

十九名

紹介議員 抜山 映子君

この請願の趣旨は、第六五七三号と同じである。

第六六二九号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三三号と同じである。

第六六三〇号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三三号と同じである。

第六六三二号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関

する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三三三号と同じである。

第六六三三二号 昭和六十二年五月十一日受理

労災資損賠償者と遺族の年金に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三三三号と同じである。

第六六三三三三号 昭和六十二年五月十一日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三三三三三三号と同じである。

第六六三四号 昭和六十二年五月十一日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六六六二二号 昭和六十二年五月十一日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 宮崎県西諸郡野尻町東麓一、〇

五〇 原繁秋

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六六六六号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村南河原

一、五三二ノ一 今村治雄

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三三三三三三号と同じである。

第六六六七号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 埼玉県深谷市人見二、二五九 植

竹敏男

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三三三三三三三号と同じである。

第六六六八号 昭和六十二年五月十一日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六六六九号 昭和六十二年五月十一日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ一四ノ一  
金子九美

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六六七〇号 昭和六十二年五月十一日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六七一号 昭和六十二年五月十一日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 埼玉県大里郡妻沼町西城六九八  
茂木由三

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六六七二号 昭和六十二年五月十一日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 埼玉県深谷市人見二、二五九  
植竹敏男

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三三六二号と同じである。

第六六七三号 昭和六十二年五月十一日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 埼玉県大里郡妻沼町西城六九八  
茂木由三

紹介議員 関口 恵造君  
この請願の趣旨は、第六三三四号と同じである。

第六七二三号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第六三五三三号と同じである。

第六七二四号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 勝木 健司君  
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六七二五号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 勝木 健司君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六七二六号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六七二七号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六七二八号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六七二九号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第六三三六二号と同じである。

第六七三〇号 昭和六十二年五月十二日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三  
廣瀬末吉

紹介議員 勝木 健司君  
この請願の趣旨は、第三三三四号と同じである。

第六七六一号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五三三号と同じである。

第六七六一号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六七六二号 昭和六十二年五月十二日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六七六三号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六七六四号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六七六五号 昭和六十二年五月十二日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六七六六号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七  
阿部多七郎

紹介議員 星 長治君  
この請願の趣旨は、第三三三六二号と同じである。

第六七六七号 昭和六十二年五月十二日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

紹介議員 星 長治君

阿部多七郎  
紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六七八号 昭和六十二年五月十二日受理  
療術の制度化促進に関する請願  
請願者 宮城県都市都原町七、三〇四ノ

一 永井繁昭  
紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六七九号 昭和六十二年五月十二日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願  
請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目  
大湊清次

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六八一号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六八二号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小山 仁一君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六八三号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第四号 昭和六十二年五月二十一日【参議院】

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六八四号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小山 仁一君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六八五号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小山 仁一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六八六号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六八七号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六八八号 昭和六十二年五月十三日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六八九号 昭和六十二年五月十三日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二  
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県  
支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六八二号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六八三号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六八四号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六八五号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六八六号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六八七号 昭和六十二年五月十三日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六八八号 昭和六十二年五月十三日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六八九号 昭和六十二年五月十三日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六八九〇号 昭和六十二年五月十三日受理  
労働基準法改悪反対等に関する請願  
請願者 京都府久世郡久御山町林北畑一〇  
孝子外六十四名

紹介議員 諫山 博君

本年三月九日、労働時間についての法案が提出されたが、その基調となつた中央労働基準審議会の建議は、一日八時間労働の原則を崩し、週四十時間をうたいながらも目標とし、実質的には大企業で週四十六時間制を導入するのみで、時間外労働の法的規制を欠き、労働時間短縮の実効性をもたない。また、新たに導入される一箇月平均制、三箇月平均制、フレックスタイム制などの弾力化処置は、長時間・過密労働に拍車をかけ労働・生活

リズムの混乱やただ働きの拡大をもたらし、世界に悪名高い日本の労働条件を更に悪化させるものとなる。特に婦人にとつては、働き続けることさえも困難な内容となつており、絶対に許すことはできない。均等法が実施されて約一年になるが、職場には依然として男女差別がなくならないばかりか労基法的女子保護規定の改悪が押し付けられ、働く権利を一層後退させている。ついでには、我が国の国際的地位にふさわしく、人間らしく暮らし、働くことのできる最低基準として、次の事項について即時実施されたい。

- 1 賃金の支払は現行法とおりにすること。
  - 2 労働時間について賃金の引下げなしに一日八時間、週四十時間（週休二日制）を強制力あるものとして、直ちに法制化すること。中小企業の特例は原則として認めないこと。
  - 3 時間外労働の上限の規制（一日二時間、週六時間、年百二十時間）措置を法制化すること。割増率については、時間外百五十パーセント、深夜・休日二百パーセントにすること。
  - 4 変形労働時間については拡大しないこと。フレックスタイム制及び非定形的変形労働を認めないこと。
  - 5 みなし労働時間及び労働時間の換算扱いは認めないこと。
  - 6 年次有給休暇はILO水準の二十日とすること。個人の意思に反する計画的付与を認めないこと。
- 二、労働基準法の女子保護規定を充実させること。
- 三、均等法を抜本的に改正し、実効のある雇用平等法を確立すること。
- 四、育児休業法をすべての男女労働者を対象とし、選択制、有給保障、正規代替、現職復帰を原則とする改正をすること。

第六八九一号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田中大小三二岩

田登志子外五十二名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九二号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町中島法楽寺

二〇ノ二 西村忠好外五十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九三号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市西区富岡二ノ五 林拓雄外

五十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九四号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町北稻八間中垣

外二四 寺島朋子外五十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九五号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町林中垣内二

〇 酒井功外五十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九六号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市行永東町一ノ三

藤岡由美外五十二名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九七号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府綴喜郡宇治田原町南溝尻三

八 中田寿美代外五十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九八号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田中大小三八

大 木貴美子外五十二名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六八九九号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡科手四ノ二

山 元昌子外五十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇〇号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町寺山一七ノ九

五 山田佳子外五十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇一号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町森三丁二ノ

二 小森房子外五十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇二号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田北東西九〇 乾

逸子外五十二名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇三号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市明星町三ノ一一ノ二

〇五 寺下和子外五十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇四号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町興戸南落延二

五ノ五〇 山澤貴志子外五十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九〇五号 昭和六十二年五月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 京都府東山区木町八ノ九七 関根

芳夫外五十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六八九〇号と同じである。

第六九四八号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

〇 川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三三三三号と同じである。

第六九四九号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

〇 川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九五〇号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願  
請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二  
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県  
支部内 白石等

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九五一号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に  
関する請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九五二号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に  
関する請願  
請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二  
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県  
支部内 白石等

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九五三号 昭和六十二年五月十四日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六九五四号 昭和六十二年五月十四日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六九五五号 昭和六十二年五月十四日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六九五六号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する  
請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第六三五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六九五七号 昭和六十二年五月十四日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 長崎県北松浦郡鹿町鹿町免七八  
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君  
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六九五八号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市神奈川区浦島五六ノ一七  
石井民也外十九名

紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九五九号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区岩間町一ノ一  
三 江藤一雄外十四名

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六〇号 昭和六十二年五月十四日受理  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市神奈川区松見町二ノ三八八  
ノ二九 道村晴一外十四名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六一号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区本郷一ノ三四ノ三  
脇元春樹外十四名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六二号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市神奈川区松見町一ノ一四ノ  
二七ノ四〇三 久保田安子外十四  
名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六三号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 川崎市高津区上作延二六二 川瀬  
洋子外十四名

紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六四号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 川崎市中原区下沼部一、九四六  
菊池洋一外十四名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六五号 昭和六十二年五月十四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市戸塚区品濃町二六四フジハ  
ウス一 酒川文子外十四名

紹介議員 守住 有信君  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六九六六号 昭和六十二年五月十四日受理  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九八三号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願  
請願者 群馬県高崎市成田町三三 山田順  
子外一名

紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六九八四号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願  
請願者 札幌市北区新琴似七条一四丁目  
檜山竹五郎

紹介議員 高木 正明君  
この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六九八五号 昭和六十二年五月十四日受理  
療術の制度化促進に関する請願(二通)  
請願者 長野県小諸市乙女甲一、三六九ノ  
九 尾崎敦雄外一名

紹介議員 向山 一人君  
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六九八四号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三  
関甲子郎

紹介議員 中曾根弘文君  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六九八五号 昭和六十二年五月十四日受理  
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願  
請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四  
永野国雄

紹介議員 守住 有信君  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六九八六号 昭和六十二年五月十四日受理  
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九九七号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九九八号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九九九号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七〇〇〇号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 関甲子郎

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七〇〇一号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

紹介議員 守住 有信君

第七〇〇二号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七〇〇三号 昭和六十二年五月十四日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七〇〇四号 昭和六十二年五月十四日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七〇〇五号 昭和六十二年五月十四日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七〇〇六号 昭和六十二年五月十四日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 関甲子郎

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

紹介議員 守住 有信君

第七〇〇七号 昭和六十二年五月十四日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 永野国雄

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七〇〇八号 昭和六十二年五月十四日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七〇〇九号 昭和六十二年五月十四日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七〇一〇号 昭和六十二年五月十四日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七〇一一号 昭和六十二年五月十四日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

紹介議員 守住 有信君

第七〇一七号 昭和六十二年五月十四日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 永野国雄

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七〇一四号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七〇一五号 昭和六十二年五月十四日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七〇一六号 昭和六十二年五月十四日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

紹介議員 永野国雄

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七〇一七号 昭和六十二年五月十四日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

紹介議員 守住 有信君

祖田正治

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

- 五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十七日）
- 一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のため付託は二月十七日）

- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十七日）
- 一、臨床工学校士法案（予備審査のための付託は四月二十一日）
- 一、義肢装具士法案（予備審査のための付託は四月二十一日）

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

- 一、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 二、昭和三十二年四月一日から施行する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

- 一、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 二、昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

- 三、この法律の施行前に支給された昭和六十二年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

- 一、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 二、昭和三十二年四月一日から施行する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

二千四百円とあるのは「百二十一万八千円」と

同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」とあるのは「三六四、九〇〇円」と、「二九一、二〇〇円」とあるのは「二八七、二〇〇円」と、「一九八、一〇〇円」とあるのは「一九三、九〇〇円」とする。

- 五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第七〇六五号）
- 一、障害者の生活と働く権利の保障に関する請願（第七〇六九号）
- 一、医療と福祉の充実に係る請願（第七二〇二号）（第七二〇三号）（第七二〇四号）（第七二〇五号）（第七二〇六号）（第七二〇七号）（第七二〇八号）（第七二〇九号）（第七二一〇号）（第七二一一号）（第七二一二号）（第七二一三号）（第七二一四号）（第七二一五号）（第七二一六号）（第七二一七号）
- 一、労働者賠償者との遺族の年金に関する請願（第七二三二号）
- 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第七二六六号）
- 一、労働者賠償者との終身保護所設置に関する請願（第七二六七号）
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願（第七二九六号）
- 一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願（第七二九七号）
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願（第七二九八号）
- 一、労働者賠償者との遺族の年金に関する請願（第七二九九号）
- 一、労働者賠償者との終身保護所設置に関する請願（第七三〇〇号）
- 一、労働年金と他の年金との完全併給に関する請願（第七三〇一号）
- 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第七三〇二号）

関する請願（第七二〇二号）

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第七二〇三号）

一、重度戦傷病者との妻の援護に関する請願（第七二一三三号）

一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願（第七二二八号）（第七二一九号）

関する請願（第七二〇二号）

一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第七二〇三号）

一、重度戦傷病者との妻の援護に関する請願（第七二一三三号）

一、労働者賠償者との遺族の年金に関する請願（第七二三二号）

一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第七二六六号）

一、労働者賠償者との終身保護所設置に関する請願（第七二六七号）

一、労働者賠償者との終身保護所設置に関する請願（第七二九六号）

その実現を求めて運動を進めてきた。しかし、政府は老人医療を始め社会保障制度の全面改悪・再編を進め、障害者が切実に求めてきた「全面参加と平等」の実現とは逆行し、ホームヘルパーを有料化し、補装具・更生医療・障害者施設運営費等への国庫補助金の大幅削減を強行してきた。特に昨年の七月からは、障害者施設の費用徴収金制度の大改悪をしてきた。働く上でも、精神薄弱者の雇用を義務づけようとしていない。ついでに、国際障害者年中間年に当たり、次の事項について実現を図りたい。

一、国際障害者年中間年に当たり、次のことを早急に実施すること。

政府の策定した「障害者対策に関する長期計画」の実施状況を公表するとともに、新たな要求を加え、計画の見直しを図り、後半期計画を明らかにすること。

二、身体障害者雇用促進法を抜本的に改正すること。

1 精神薄弱者はもとより、働くことを希望するすべての障害者を対象とし、障害者の働く権利を保障すること。

2 重度障害者のための保護雇用制度を創設すること。

3 無認可の授産施設や小規模授産施設（共同作業所）への助成措置を確立すること。

4 国家公務員採用に当たって「障害者特別採用制度」を創設すること。採用試験に当たっては、点字受験の実施など試験制度を改善すること。

5 障害者を差別する最低賃金法第八条を撤廃すること。また、働いている障害者が、安心して働き続けられるよう治療・通勤の確保など、必要な保障・援助ができるよう、企業主に対し、指導を強化すること。

三、障害者が自立できるように施策を確立すること。

1 すべての障害者に必要な福祉が受けられる「障害者福祉法」を制定すること。

2 生活できる年金・手当制度を確立すること。

3 障害者施設の費用を本人と家族から徴収する制度を撤回すること。

4 地方自治体で実施している障害者医療費の助成制度を国の制度として創設すること。また、障害の重度化・重複化につながる二次障害に関する研究・対策を急ぐこと。

四、国庫負担金を削減しないこと。

障害者施設、更生医療、補装具給付費などの国庫負担金五割削減を撤回し、八割に戻すこと。また、障害者関係予算を大幅に増額すること。

第七一〇二号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町青木字青木 木一〇〇 斎藤英子外百十四名

紹介議員 諫山 博君

中曾根自民党政府は次々と医療・福祉を後退させている。特に老人に対する攻撃のむごさは自民党政治の本質を見る思いがする。我が国は世界のGNPの割を生産し、世界第二位の経済力をもつに至った。これは国民の勤勉さのためのものであり、その土台を作ったのが老人であるの言うまでもない。我が国の医療費は大変安上がりであるが、政府と大企業の負担が低いため、患者にとっては重い負担となっている。ついでに、我が国の経済力にふさわしい医療を求めるため、次の事項について実現を図りたい。

一、病院のベッドを転用し、医師も看護婦も極端に少なく、しかも生活費は利用者負担とする老人保健施設の設置に反対すること。国と自治体の責任で老人が安心して暮らせて療養ができる老人施設を大量に設置すること。

二、医療機関を機械的に差別・選別する官僚的な地域医療計画に反対すること。患者・住民・医療労組の意見を入れ、民主的な地域医療計画を確立すること。

三、患者の夕食時間と内容を改善すること。男女雇用機会均等法による妊娠婦の夜勤免除・休日出勤免除・時間外免除が法律どおり実現するための増員・医療労働者の週休二日制実施のための増員を実現できる経済的保障を政府の責任で実施すること。

四、老人医療の自己負担・国保料(税)の引上げに反対すること。国保料未納者からの保険証取上げに反対すること。国庫補助を引き上げ、老人医療の無料化を復活すること。健保本人二割負担導入に反対すること。十割給付復活を行うこと。

第七一〇三号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県東白川郡橋町大町三ノ三 三 生田目幸子外百六名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇四号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県原町市小川町七七ノ五 二 上和子外百六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇五号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県白河市横町一四 酒井あけみ外百六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇七号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県白河市八竜神三七 佐川恵子外百六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇八号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県白河市中町六一 大谷昌代外百六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県会津若松市石堂町赤丘二二 五ノ一三 矢沢三千子外百六名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一〇号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町坂本平井 赤城弘外百六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一一号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町逆水一、八五六 大島由美子外百六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一二号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。



請願者 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻

四二六 塩田恒雄外百六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一三号 昭和六十二年五月十五日受理

医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡大熊町熊字熊町八二

三 佐久間勝充外百六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一四号 昭和六十二年五月十五日受理

医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町逆水一、

八一九〇一 五ノ井厚子外百六名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一五号 昭和六十二年五月十五日受理

医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山久保前一

〇〇 佐藤和子外百六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一六号 昭和六十二年五月十五日受理

医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山久保前一

〇〇 永沼綾子外百六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一七号 昭和六十二年五月十五日受理

医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山広町一三

七 浜名良子外百六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一二二号 昭和六十二年五月十五日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二

ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七一二六号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二

ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六三六二号と同じである。

第七一六七号 昭和六十二年五月十六日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二

ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七一九六号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第七一九七号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七一九八号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七一九九号 昭和六十二年五月十六日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七二〇〇号 昭和六十二年五月十六日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七二〇一号 昭和六十二年五月十六日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二〇二号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三六二号と同じである。

第七二〇三号 昭和六十二年五月十六日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第七二二三号 昭和六十二年五月十六日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 青森県三戸郡新郷村戸来丹内沢五

ノ一五二 福土重治

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第七二二八号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第七二二九号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

一四 田村正祝

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第七二三〇号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第七二二二号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七三三二号 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七三三三三号 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七三三四号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七三三五号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七三三六号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三七七号と同じである。

第七三三七号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三七七号と同じである。

第七三三八号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三三九号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三三〇号 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第三三六一号と同じである。

第七三三一号 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七三三二二号 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七三三三三三号 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ 一四 田村正視

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。